

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院

2019年度計画

第1 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 診療機能の充実

(1) 患者中心の医療の推進

ア 患者や家族が納得の上で治療方法を選択できるよう、インフォームド・コンセントを徹底し、患者満足度調査のインフォームド・コンセントに係る項目について、平成26年度の実績（ほぼ満足以上）を上回るよう努める。

2019年度目標

項目	ほぼ満足以上
病状・検査結果や治療内容などについての説明はわかりやすかったですか？（外来）	80.2%以上
入院時の診察、治療方針、手術などの説明に満足されましたか？	89.2%以上

イ セカンドオピニオン制度についてホームページ、院内掲示に加え、新たに制作したリーフレット等で引き続き周知を行う。

ウ 患者申し出療養制度等の対象患者より相談があった場合には制度に則った対応を行う。

(2) 救急医療体制の充実・強化

ア 365日24時間、地域の救急医療を守るために、救急搬送患者を可能な限り受け入れる体制を整え、救急搬送応需率95パーセント以上を維持する（市外からの患者で当該市町村内に受入れ可能なものと除く。）。

イ 地域の救急救命士の教育・研修を年12回以上実施する。

(3) 高度医療の確保と充実

ア 最先端の内視鏡下手術支援ロボットを使用した手術の症例拡大およびカテーテルを用いた大動脈弁狭窄治療を推進し、患者への負担が少ない手術の推進を継続する。

イ 周術期センターの体制及び運用に関してプロジェクトチームで継続して検討をすすめ、対象診療科の拡大をすすめる。

ウ 資金計画に基づいた計画的な医療機器の整備を進めるため、患者や利用者の有益性、診療報酬改定の影響や収支状況を踏まえながら整備を継続する。

(4) 5 疾病に対する医療水準の向上

ア がん

- ① がん診療連携拠点病院として専門的ながん医療の提供や地域のがん診療の連携協力体制を継続する。
- ② がんと診断された患者には当初から身体的症状（痛み、吐き気等）、精神的症状（不安、不眠等）等を和らげるため、多職種で構成する緩和ケアチームにより支援する。
- ③ がん患者からの相談に対し、専門的な知識を持った医師、認定看護師ががんの経験のあるピアソポーターの協力のもと、不安や悩みが解消できるよう引き続き努める。
- ④ 市民健康講座や健康づくり出前講座など地域住民に対してがんに関する講演会を開催し、情報の普及・啓発に引き続き努める。

イ 脳卒中

- ① 脳梗塞や脳出血等の患者に対して24時間専門医師を待機させ、早期に精密な診断が行えるよう高性能なMRI設備を維持する。
- ② 診断・治療後の急性期リハビリテーションにおいて入院後3日以内の開始割合を80パーセント以上に維持する。

ウ 急性心筋梗塞

- ① 急性心筋梗塞患者に対して24時間専門医師を待機させ、早期に精密な診断・治療が行える体制を維持する。
- ② 診断・治療後の患者の状態に応じたりハビリテーションを実施し、患者が早期に自立できるよう支援する。

エ 糖尿病

- ① 専門医師や糖尿病看護認定看護師等、多職種による糖尿病サポートチームにより職員教育や地域の糖尿病患者の総合的な治療を実施するとともに、チームの活動性の維持・発展のため、各職種の糖尿病対応スキルをより高め（CDE-J/CHIBA 取得など）、認定看護師をはじめ後進の教育・育成に努める。
- ② 2人主治医制を推進し、現在の体制で可能なりエゾン的職種の運用を検討する。また、周辺市町村の医療施設や行政との協働による地域連携推進

として、眼科との相互紹介手順の簡略・標準化や、行政課題となった糖尿病腎症予防に関して旭市保健師との既存の連携強化などをすすめる。

オ 精神疾患

- ① 精神科救急病棟の施設基準を維持し、緊急性が高く重症な精神疾患患者を受け入れる。
- ② クロザピン治療に適応する患者や身体合併症を有した精神疾患患者を受け入れる。

2017年度実績

クロザピン治療件数	6件
-----------	----

- ③ こころの問題をかかえた子どもに対して引き続き児童外来を継続する。

(5) 災害時医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）及び感染症医療等の取組み

ア 災害時医療

- ① 地域災害拠点病院の施設基準を維持し、災害発生時に速やかに対応するため、地域の定例医師会（年12回）に参加し連携の向上に努める。
- ② 災害に伴うインフラの切断等に対応するため、非常用自家発電設備の整備や井戸水等を引き続き確保する。
- ③ 災害発生時に多くの患者を受け入れ適切な医療を提供するため、防災訓練を年1回以上実施する。
- ④ 災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣要員の育成に努めるため、外部の研修及び訓練にそれぞれ年2回以上参加する。

イ 周産期医療

- ① 地域周産期母子医療センターの施設基準を維持し、ハイリスクな出産や合併症妊婦を受け入れる。
- ② N I C U、G C Uの体制を維持するため、必要な機器の更新と新生児・妊婦の救急搬送を行う体制を継続する。

ウ 小児医療（小児救急医療を含む。）

- ① 小児救急医療拠点病院の施設基準を維持し、小児救急患者を受け入れる。
- ② 小児の重症患者や慢性疾患の管理等、地域の医療機関で診療が難しい患

者を受け入れる。

- ③ 小児科専属の臨床心理士や言語聴覚士を配置し、発達障害を持つ子どもの支援を実施する。

エ 感染症医療

- ① 第二種感染症指定医療機関として、感染症患者を迅速に受け入れるため、陰圧管理された感染症病床を維持する。
- ② 新型感染症等が発生した場合に備えた行政との連携訓練を実施し、速やかな診療が行える体制を継続する。

(6) 高齢者医療の取組み

ア 認知症疾患医療センターとして、各機関と連携し、専門的な相談や地域の医療・介護・福祉従事者への研修等、認知症の普及啓発活動を年5回以上実施する。

イ 高齢者特有の疾患について、行政、地域の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、介護・福祉施設等と連携して、健康教育を継続する。

(7) 医療安全対策及び院内感染症防止対策の徹底

ア 医療安全対策の徹底

- ① 職員の医療安全に対する知識の向上に努めるため、医療安全研修会を年8回開催するとともに、チームワーク力を高め医療安全文化の醸成を図る。
- ② 発生したインシデント及びアクシデントの報告を徹底するため、各部署に配置されているセーフティマネージャーによる全体会議を年3回開催する。
- ③ 医療安全管理推進室は収集した情報の分析を事例検討会等で定期的に実施する。また、医療安全推進委員会や安全カンファレンスにおいてリスクを回避する方策の立案や、対策実施後の評価等討議を年12回開催し、医療事故の再発防止及び予防を徹底する。
- ④ 医療事故調査制度における協力と、医療事故等が起きた場合の指針、規程にのっとり、調査、説明、報告等の体制を徹底する。

イ 感染防止対策の徹底

- ① 月1回開催される院内感染対策委員会において情報収集・原因究明を行

い、対策を講じる。

- ② 院内感染対策委員会及び感染対策室が主体となり、院内の横断的活動をもってMRS Aや耐性菌の発生防止に努める。また、感染対策の基本的な考え方及び具体的な方策について、教育訓練計画に基づいた研修会を年6回開催する。
- ③ 結核やエイズ及び新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生に備え、周辺医療機関及び保健所との患者搬送訓練等を実施し、連携を継続する。

(8) 医療スタッフの確保と育成

ア 医師の人材確保と育成

- ① 指導医等の医師3名以上の確保を目指す。
- ② 新専門医制度の専門研修基幹施設及び専門研修連携施設として、専攻医（後期研修医）を確保する。
- ③ 実践的で幅広い知識と技術が習得できる初期研修プログラムの一層の充実に努める。

イ 看護師及び医療技術職員の人材確保

- ① 必要性等を考慮した採用計画に基づき、看護師および医療技術職員等の確保を目指す。
- ② 看護師宿舎建設については、速やかにスケジュール管理を行ない、計画通りに建築を実行する。
- ③ 4年制看護大学の看護学生の奨学金制度を継続し、優秀な看護師を確保する。

ウ 医療技術及び専門性の向上

- ① 地域医療支援センターに備えられたシミュレーター等を活用し、日常業務から高難度の手術まで、様々な研修を行い医療従事者の技術の向上に努める。
- ② 学会等の専門的な外部研修へ積極的に参加するとともに、認定看護師等の職務上必要な専門資格の取得を促進する。
- ③ 海外研修や海外からの講師を招き交流を行い、国際的な技術や視野を持った職員の育成に努める。

(9) 看護師の育成と看護教員の確保

- ア 看護学校のカリキュラムに基づいた教育と、病院、訪問看護、保育所などの実践的な臨地研修を実施する。
- イ 中学生、高校生を対象とした体験学習や看護の仕事についての講義、オープンキャンパスを開催する。
- ウ 看護師養成教育・臨床交流システムガイドラインの活用により看護基礎教育を担う人材を育成する。看護教員の総合的な能力の向上については、院内、院外の研修等に積極的に参加する。

(10) 法令及び行動規範の遵守

- ア 倫理委員会の定期開催や行動規範等の職員向け講習会を開催し、適正な医療と関係法令の遵守を徹底する。
- イ 当院のコンプライアンスを遵守する方策として、監事による業務監査と特別監査、会計監査法人による会計監査およびISO9001等の外部審査を実施する。

(11) 地域連携

- ア 地域医療支援病院として地域の医療機関との連携体制の維持向上のため、以下の取組みを実施する。
 - ① 地域の医療機関からの紹介患者を可能な限り受け入れる。
 - ② 治療の経過を適宜、紹介元医療機関に連絡する。
 - ③ 近隣医療機関の登録医への登録を推進する。
 - ④ 検査機器等の共同利用を推進する。
- イ 行政、地域の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、介護・福祉施設等と相互の理解と連携協力体制を強化するため、地域医療支援病院運営委員会を年4回、地域医療者懇談会を年2回開催する。

2 患者等のサービスの向上

- (1) 医療の質の向上を図るために、TQMセンターにおいて定期的な患者満足度調査を行う。また、投書箱等からの様々な意見を患者相談中央会議において検討し改善に取り組む。
- (2) 外来患者待ち時間調査を継続し、診察待ち時間、会計待ち時間、病院滞在時

間などを分析し改善に努める。

- (3) 接遇の向上を図るため、新規採用職員に対するオリエンテーションでの接遇研修と、全職員を対象とした接遇研修会を開催する。
- (4) 患者に満足してもらえる医療を提供するため、日本病院会や全国自治体病院協議会等のＱＩを算出、ベンチマークを継続し分析する。院内に設置したＱＩ推進会議を年4回開催し、サービスの向上や改善に取り組む。
- (5) 「施設維持・管理計画書」に基づき駐車場及び各種施設・設備維持管理を適切に継続する。また、来院する患者の利便性向上に努めるため道路等について対策を行なう。

3 市の医療施策推進における役割の発揮

- (1) 市の保健・福祉行政との連携
 - ア 市の健康管理課等と連携し、各種検診やハイリスクな患者の予防接種など、市民の健康維持に寄与する。
 - イ 地域包括支援センター、地域医療機関、介護・福祉施設等と連携し、市民が生活していく上で必要な総合相談や支援などに協力する。
- (2) 災害時における医療協力
 - ア 災害時には旭市地域防災計画等に基づいた役割を果たし、自らの判断で医療救護活動が必要と判断される場合には率先して活動を実施する。
 - イ 市の消防本部等と連携した災害訓練を実施し、災害時の連携体制の向上に努める。
 - ウ 地域の大規模災害発生に備え、日頃から医薬品、災害用品、医療用器具等の物資資源を整備し、管理を行う。
- (3) 市民への保健医療情報の提供・発信
 - 市民健康講座、健康づくり出前講座、病院まつり、広報誌「こんにちは」やホームページ等を通じて市民の健康増進に寄与する。
- (4) 介護・福祉の提供と連携
 - ア 市内の介護・福祉関係者との地域ケア会議や高齢者支援会議を通じて意見交換会を実施する。
 - イ 附属施設について、今後の方針や計画について、市と協議しながら検討を進める。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する措置

1 法人としての運営管理体制の確立

(1) 運営管理体制の確立

- ア ISO9001 及び医療機能評価等における内部監査、外部審査を定期的に実施し、現状の運用に対して改善すべき点を指摘された場合は、速やかに改善策を講じ対処する。
- イ 各理事に分担された役割と責任のもと、目標達成に向けた運営体制を維持する。
- ウ 新たに策定した基本理念、基本方針の全職員への周知を継続する。

(2) 情報管理体制の徹底

- ア 全職員に個人情報保護の重要性を認識する研修会を開催する。
- イ カルテ（診療録）、レセプト等の医療情報の開示については当院の定める規程や診療記録開示審査委員会の定める要項に基づき、適切に対応する。
- ウ マイナンバー制度等、患者や診療情報に係る新たな制度が導入された場合には、その内容を十分に検討し法令等に留意しながら柔軟に対応する。

2 効率的・効果的な業務運営

(1) 効率的な業務執行体制の構築

- ア 職員より希望があった場合はヒアリングを行い、それぞれのニーズやケースにあった柔軟な勤務を構築する。
- イ 定期的に理事会を開催し、例月の収支、患者数、病床利用率データ等の経営関係情報を管理し、効率的な業務執行に努める。

(2) 職員の職務能力の向上

- ア 年間の研修計画を病院全体と部門ごとに作成し、計画的に実施する。
- イ 学会や研修会等への参加機会を確保し、参加したことによる実務への効果やスキルアップなどを研修報告書等により検証し、技能と意欲の向上に努める。
- ウ 診療情報管理士等の企画・分析力に係る専門的な知識を持つ事務スタッフを育成する。

(3) 職員の就業環境の整備

ア 時間外勤務の縮減や有給休暇、介護休暇の取得を促進する。また、国が推進している働き方改革について、適切に対応する。

イ 職員の仕事や家庭の不安や悩みをストレスチェックの実施等により把握する。

ウ 雇用形態や勤務時間については個別のニーズに応じて柔軟に対応する。

エ 24時間の院内保育施設・病児・病後児保育と母子・父子寮を維持する。

(4) 人事評価制度の充実

ア 職員の努力が評価され、人材育成やモチベーション向上につながる業績・能力を的確に反映した人事評価制度の充実に継続して努める。

イ 説明会を評価者向けと被評価者向けに行い、それぞれの意見を制度運営に反映させる。

ウ 年俸制を導入している各診療科長とのコミュニケーションツールとして、理事長、病院長によるヒアリングを継続する。

(5) 予算執行の弾力化等

ア 患者や利用者、並びに当院に対して有益な効果をもたらす事業については、年度間、科目間で予算執行を弾力的に行い、利便性の向上と収益の確保につなげる。

イ 単年度契約や複数年度契約など多様な契約方法を活用し、費用を削減するため、現在の契約が適切か検討を継続する。

ウ 「施設維持・管理計画書」に基づき駐車場及び各種施設・設備維持管理を適切に継続する。

(6) 収入の確保

ア 診療報酬改定等の研修会を医師、医事課等関係職員へ実施する。

イ DPCデータや評価係数向上の分析・検討し、対応策を実施する。

ウ 地域医療構想や旭市の「生涯活躍のまち」構想との整合性を図り引き続き必要な施策を検討、必要に応じ実施する。

(7) 費用の節減

ア 後発医薬品の数量シェア85パーセント以上を維持し、患者の負担軽減と費用節減に努める。

イ 業務委託の検証を実施し、費用と業務が適切か検討を継続する。

ウ 薬品費、診療材料費その他の経費について、品目ごとの使用状況、調達状況等を適切に管理し、費用の節減に努める。また、同種・同効能・同機能製品については統一化について検討を継続する。

第3 その他業務運営に関する重要事項

1 職員の意識改革

職員が現場目線で組織横断的な患者サービス向上、業務改善、経営改善を計画、実行し成果を評価するQC活動を推進し、医療の質、経営の質の継続的改善を図る。

2 情報の適切な提供

病院広報誌、ホームページ等により、受診案内、手術件数、診療実績、財務諸表や年度計画等、当院の情報を市民にわかりやすく提供する。

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
営業収益	37,675
医業収益	34,617
補助金等収益	1,112
運営費負担金収益	1,833
その他営業収益	1,114
営業外収益	627
運営費負担金収益	2,92
その他営業外収益	3,36
臨時利益	0
資本収入	2,338
長期借入金	2,337

その他資本収入	1
計	40, 641
支出	
営業費用	34, 871
医業費用	29, 811
給与費	14, 807
材料費	10, 437
経費	4, 322
研究研修費	245
一般管理費	3, 803
その他営業費用	1, 258
営業外費用	392
資本支出	8, 385
建設改良費	6, 775
償還金	1, 585
その他資本支出	25
計	43, 648

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

[人件費の見積り]

期間中の給与費として総額 17, 893 百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

[運営費負担金の算出等]

運営費負担金の額については、本計画期間内において次のとおりとする。

なお、運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

ア 病院事業に係る普通交付税の基準財政需要額算入分及び特別交付税算入分

イ 既存の附帯施設である養護老人ホーム、ケアハウスに係る企業債元利償還金及び管理運営費の一部

2 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
収益の部	39,115
営業収益	38,509
医業収益	34,513
補助金等収益	112
運営費負担金収益	1,833
運営費交付金収益	589
資産見返負債戻入	350
その他営業収益	1,112
営業外収益	606
運営費負担金収益	292
その他営業外収益	314
臨時利益	0
費用の部	38,608
営業費用	38,213
医業費用	33,113
給与費	14,806
材料費	10,418
経費	4,462
減価償却費	3,025
控除対象外消費税償却	176
研究研修費	226
一般管理費	3,819
その他営業費用	1,282
営業外費用	392
臨時損失	2
純利益	507
目的積立金取崩額	0

総利益	507
-----	-----

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画

(単位: 百万円)

区分	金額
資金収入	53,260
業務活動による収入	38,303
診療業務による収入	34,617
運営費負担金による収入	2,125
補助金等による収入	112
その他の業務活動による収入	1,450
投資活動による収入	1
補助金等による収入	1
その他投資活動による収入	0
財務活動による収入	2337
長期借入による収入	2337
その他の財務活動による収入	0
前事業年度よりの繰越金	12,619
資金支出	53,260
業務活動による支出	34,871
給与費支出	17,031
材料費支出	10,437
その他の業務活動による支出	7,403
投資活動による支出	6,800
有形固定資産購入による支出	6,775
その他の投資活動による支出	25
財務活動による支出	1,977
長期借入金の返済による支出	171
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,414

その他の財務活動による支出	392
翌事業年度への繰越金	9, 612

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

3,000,000千円

2 想定される短期借入金の発生理由

- (1) 賞与支給等による一時的な資金不足への対応。
- (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の偶発的な出費への対応。

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画なし

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余が生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

第9 料金に関する事項

1 診療使用料

診療使用料は、法令等により算定した額とし、徴収する一部負担金については、算定した額に1円未満の端数があるときは、当該1円未満の額を四捨五入して得た額とする。

2 減免等

理事長は、特別な理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一

部を減免し、又は相当の期間を定めて徴収を猶予することができる。

3 その他

その他の事項に関しては、理事長が別途定める事とする。

第10 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び整備に関する計画

区分	予定額	財源
資本支出		
建設改良費	6, 775	設立団体からの 長期借入金等
施設整備	2, 420	
医療機器等	4, 355	
その他医療機器 (血管造影X線診断装置等)		

2 積立金の処分に関する計画

なし